

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人 久留米信愛女学院

学校法人久留米信愛女学院は、次世代育成支援対策推進法に基づき、働きやすい職場環境の整備を行うことによって、職員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料（共済掛金）免除などの制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

関係法令に基づく諸制度の調査の上、学内規程の見直しを実施し、広報誌等で全職員に周知徹底する。

目標2：職員の年次有給休暇の消化率を全国平均以上(平成26年度全国平均48.8%)とする。

<対策>

年次有給休暇の取得状況を把握し、各部署において年次有給休暇の取得計画の策定による計画的な取得を促進し、必要な場合には半日単位の休暇取得制度を導入する。

目標3：地域における子育て支援活動の継続に加え、若年者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

短期大学および幼稚園を中心とする子育て支援活動の充実を図るとともに、若年者のインターンシップ受け入れに向けた体制作りを行い、計画期間内に受け入れを開始する。